

平成30年度中津市職員採用試験案内 (事務職(障がい者)、土木技師、建築技師)

平成30年11月
中津市総務課人事係

平成31年4月1日採用職員の追加募集です。
多くのご応募をお待ちしています。

試 験 日 平成31年1月26日(土)

受 付 期 間 平成30年11月21日(水)
～平成31年1月11日(金)

採 用 日 平成31年4月1日

(お問い合わせ先) 中津市総務課人事係
〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3

1. 採用予定数・職務内容・受験資格

受験資格：学校教育法による高等学校卒業（平成31年3月末までの卒業見込み及び高等学校卒業程度認定試験（旧大検）合格を含む。事務職（障がい者）については、同法による特別支援学校卒業及び平成31年3月末までの卒業見込みを含む）以上の学歴を有する人のうち、職種に応じて以下の受験資格を有する人

※募集職種欄の「★」は、民間企業等職務経験者枠であることを示します。なお、民間企業等職務経験者枠における勤務経験としての期間は、正社員（正職員）としてフルタイムで1年以上継続して就業していた期間（休職等で休んでいた期間を除く）を対象とします。

募集職種	採用 予定数	職務内容	受験資格
事務職 （障がい者）	2人程度	一般行政事務に従事します。	平成元年4月2日以降に出生した人で、次の要件を満たす人 障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
土木技師①	あわせて 4人程度	土木関係の専門業務等に従事します。	平成5年4月2日以降に出生した人で、土木課程を専攻し、かつ、修了した人（採用日までに修了見込の人を含む）
土木技師② ★			昭和59年4月2日以降に出生した人で、土木技術職として5年以上の勤務経験（平成30年11月末時点）を有する人
建築技師①	あわせて 1人程度	建築関係の専門業務等に従事します。	平成5年4月2日以降に出生した人で、建築課程を専攻し、かつ、修了した人（採用日までに修了見込の人を含む）
建築技師② ★			昭和59年4月2日以降に出生した人で、建築技術職として5年以上の勤務経験（平成30年11月末時点）を有し、かつ、一級建築士又は二級建築士の免許を有する人

【★民間企業等職務経験者枠受験者について】

※職務経験が複数ある場合は期間を通算することができますが、同一期間内に複数の業務に従事していた場合は、いずれか一方のみの職歴に係る期間に限ります。また、1ヵ月未満の期間は、切り捨てます。

※最終合格後、職務経験年数の確認のため、勤務証明書などを提出していただきます。この場合において、職務経験期間を確認できないときは、合格を取り消す場合があります。

2. 受験できない人

(1) 地方公務員法第16条に該当する人

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・中津市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 日本国籍を有しない人

(3) 平成30年度に実施した中津市職員採用試験に出願し、受験した人

(4) 現在、中津市職員(非常勤職員、臨時的任用職員、任期付職員及び任期付短時間勤務職員を除く)として任用されている人

3. 試験日程

試験	日程
第1次試験	平成31年1月26日(土) ※受験者の事情により変更することはできません。
第2次試験	平成31年2月中旬から下旬にかけて(別途通知します)

※第1次試験の詳細(集合時間・場所等)は、書類受付後に別途通知します。

4. 試験方法、内容等

【消防士・消防士(救急救命士)以外の職種】の試験方法、内容について

受験職種/試験方法	第1次試験	第2次試験	第3次試験
事務職(障がい者)	SPI3、小論文	個人面接	—
土木技師①② 建築技師①②	SPI3、専門試験	個人面接	—

試験方法	試験内容
SPI3	中津市職員として必要な基本的資質を計る能力検査及び性格検査 ※性格検査は、第2次試験の面接試験時の参考資料とします。
専門試験	専門的知識、能力、技術等についての筆記試験
個人面接	個人面接による人物試験
小論文	知識、論理的思考、文章力等に関する筆記試験

5. 合格発表

対象者	発表時期	発表方法
第1次試験合格者	平成31年2月8日(金)	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者受験番号を中津市役所前の掲示板に掲示及び中津市ホームページに掲載します。
第2次試験合格者	平成31年2月下旬または3月上旬	

※第2次試験の合格発表日は、試験実施の際にお伝えします。

6. 試験結果の開示

この採用試験の結果については、中津市個人情報保護条例第23条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票及び運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に中津市役所総務課へお越しください(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点や順位が上位であっても不合格となる場合があります。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
試験不合格者 (受験棄権者を除く)	総合得点及び総合順位	合格発表の日から 起算して1ヵ月間	中津市役所(本庁舎) 4階 総務課

※電話での開示請求はできません。

7. 採用及び給与等

【合格から採用まで】

最終合格者は、平成30年度中津市職員採用候補者名簿に登載し、平成31年4月1日以降、地方公務員法第22条第1項に規定する条件付職員として採用します。

また、最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがあります。補欠合格者は、欠員等が生じた場合に限り採用の対象になります。

なお、当採用試験に最終合格した場合でも、採用日前日(平成31年3月31日)までに受験資格を充たすことができなかった(規定する教育機関を卒業(修了)できなかった、必要資格を取得できなかった)方は、合格を取り消します。

【給 与 等】

(1) 給料月額(平成30年4月1日現在の初任給の例)

職種区分	高卒	短大卒	大卒
事務職(障がい者)、土木技師、建築技師	151,500円	165,700円	185,800円
※参考 民間企業等職務経験者(前歴5年を加算した場合の一例)	179,200円	195,700円	213,600円

※採用時点では、給料表改定などにより変更となる場合があります。また、学歴・職歴等前歴を有する者については、中津市職員等の給与に関する条例等により加算があります。

※上記給料のほか、支給要件を満たす者には、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務時間等

勤務時間	原則として、午前8時30分～午後5時15分
休日	原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始
休暇等	年次有給休暇、病気休暇、介護休暇、忌服休暇などの特別休暇のほか、育児休業等の休業制度あり

※勤務条件については、配属先などによって異なる場合があります。

8. 受験申込について

【提出書類】

職種別に、下記の書類一式を準備のうえ、期日までに提出してください。

【全職種共通に必要な提出書類】

職種	書類名称	留意事項
全職種	① 中津市職員採用試験受験申込書 ◆様式あり	上半身、正面、無帽で3ヵ月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cmの写真を貼付
	② 本人確認用写真	①に貼付する写真と同じものをもう1枚提出(裏面に受験職種と氏名を記入)
	③ 卒業証明書又は卒業見込証明書	写し不可。高校卒業以上、かつ、最高学歴(次頁を参照)に係るものを提出
	④ 成績証明書	写し不可。高校卒業以上、かつ、最高学歴(次頁を参照)に係るものを提出 学校の文書保存期間等の関係で発行できない場合は、当該学校がその旨を証明した文書をもって成績証明書に代えることができる
	⑤ 返信先を記入した返信用封筒	封筒は長形3号。82円切手を貼付すること



【応募職種別に必要な提出書類】

職種	書類名称	留意事項
事務職(障がい者)	⑥ 障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し	写しはA4版で提出すること
土木技師② 建築技師②	⑦ 職務経歴書 ◆様式あり	
建築技師②	⑧ 一級建築士又は二級建築士免許の写し	写しはA4版で提出すること

(注) 事務職(障がい者)以外の職種を受験される人で障害者手帳等を取得している人は、試験会場に配慮が必要な場合等が考えられますので、差し支えなければ添付してください。なお、この場合の障害者手帳等の写し

は、添付がなくても書類不備にはなりません。

◎最高学歴について

1. 学校教育法による専修学校、各種学校の扱い

次に該当するものは、短大卒の学歴として扱います。

- ・年間授業時間数が680時間以上のもの
 - ・専修学校については、修業年限1年以上の専門課程であるもの
 - ・各種学校については、「高校卒」を入学資格とする修業年限2年以上であるもの
- ※上記以外のもの(修業年限2年未満の学校や予備校等)は、学歴として扱いません。
(ただし、受験申込書の学歴欄には記載してください)

2. 最高学歴と最終学歴が異なる場合

最終学歴が最高学歴でない場合は、最高学歴に係るものを提出してください。

- (例) 大学卒業後、専門学校で修学中(平成29年3月末卒業予定)
⇒ 大学の卒業証明書及び成績証明書

3. 途中退学した場合

途中退学は学歴として扱いません(ただし、受験申込書の学歴欄には記載してください)。卒業又は修了した学校に係るものを提出してください。

※学歴に関する添付書類については、例年、次のような書類不備により受付できない例が多くあります。ご注意ください。

【よくある間違いの例】

(1) 卒業見込年月日が採用日より後である場合に、当該卒業見込の学校の証明書を添付している。

⇒ 上記「3. 途中退学した場合」をご確認ください。当該学校を途中退学等して採用されることになりまので、学歴として扱うことはできません。当該学校の前の学校の証明書を添付してください。

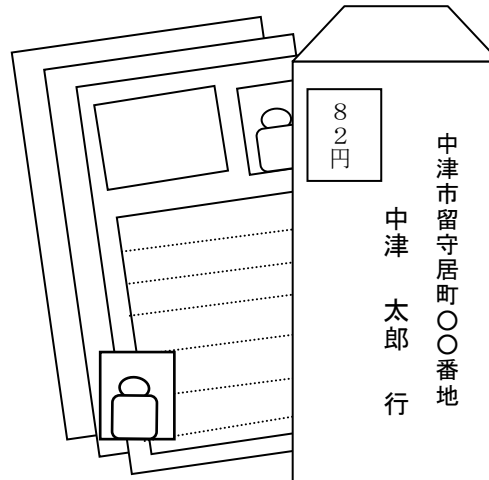
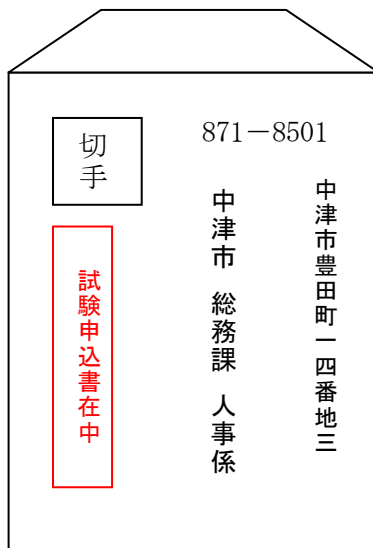
(2) 高校卒業後、修業年限1年の公務員専門学校を卒業した場合又は卒業見込みである場合に、当該公務員専門学校の証明書を添付している。

⇒ 上記「1. 学校教育法による専修学校、各種学校の扱い」をご確認ください。修業年限1年の公務員専門学校は、学歴として扱いません。高校の証明書を添付してください。

(3) 卒業証書の写しを添付している。

⇒ 当該卒業した学校が発行する「卒業証明書」を添付してください。

提出書類の中身



- ・申込書(写真貼付)
- ・添付書類
- ・写真
- ・返信用長形3号封筒(82円切手貼付)

【書類提出先】

中津市役所総務課(本庁舎4階)あて、郵送又は持参により提出してください。

〒871-8501

大分県中津市豊田町14番地3 中津市役所 総務部 総務課 人事係

※郵送の場合は、確実に届くように特定記録郵便又は簡易書留で送付してください。また、受験票が到着するまでは、「書留・特定記録郵便物受領証(お客様控)」を保管しておいてください。

【受付期間等】

受付期間 平成30年11月21日(水)から平成31年1月11日(金)まで ※必着

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝祭日を除く)

※受験申込書が受付期間内に到着しても、別送の添付書類の一部が受付期間を過ぎている場合は、受付期間外の申込となり、受付できません。

※添付書類不足等の不備のある申込みについては、申込書類一式を返送します。この場合は、不備を解消のうえ、再度申込みいただくこととなりますが、この再度の申込み書類の提出が受付期間を過ぎていますと受付できませんので、ご注意ください。

9. その他

- (1) 受験資格を満たしていない場合、提出書類に不備がある場合は受付できません。
- (2) 受験に際して中津市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (3) 受験資格がないこと又は受験申込書等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) この試験に関して提出された書類は返却いたしません。ご了承ください。

試験に関するお問い合わせ先

〒871-8501 中津市豊田町14番地3 中津市役所 総務部 総務課 人事係

電話 0979-22-1111(内線222、223)